

令和2年6月5日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
庶務理事 木村 耕三

アルコール消毒製品の転売規制について

標記につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会  
理事 古井 民一郎  
(公印省略)

アルコール消毒製品の転売規制について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記につきまして、日本医師会常任理事より別添のとおり周知方依頼  
がありました。  
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、  
貴会管下関係医療機関に対し、周知方よろしくご高配のほどお願いいたします。

お問い合わせ先  
医療物資担当：後藤、森島  
横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail m-goto@kanagawa.med.or.jp  
n-morishima@kanagawa.med.or.jp



事務連絡  
令和2年5月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局経済課

アルコール消毒製品の転売規制について

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、国民生活緊急措置法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、アルコール消毒製品の転売行為を禁止する措置を講ずることとしました。貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

# 国民生活安定緊急措置法施行令の改正について

令和2年5月22日

厚生労働省、財務省（国税庁）、経済産業省、消費者庁

## 1. 改正の背景

- アルコール消毒液について、本年 3月14日以降、ネット販売サイト運営事業者に対して**出品・販売の自粛を要請など転売対策を実施してきたが、依然として転売事例が多数存在。**
- 緊急事態宣言の解除に伴い、営業を再開する店舗等においてアルコール消毒製品への需要拡大にしっかり応えていく必要。メーカー各社は大幅な増産に取り組んでいるが、転売事例が存在する状況においては、不適切な購入が継続し、**結果として、一般の方々のアルコール消毒製品へのアクセスに問題が生じるおそれ。**
- 経済活動の円滑な再開のため、**アルコール消毒製品の転売規制を導入する。**

【転売規制の対象とする製品】（既に規制対象となっている衛生用マスクに追加）

- ・消毒等に使用されることが目的とされているアルコール製品（医薬品、医薬部外品、その他） < 4頁参照 >

【転売行為の定義】

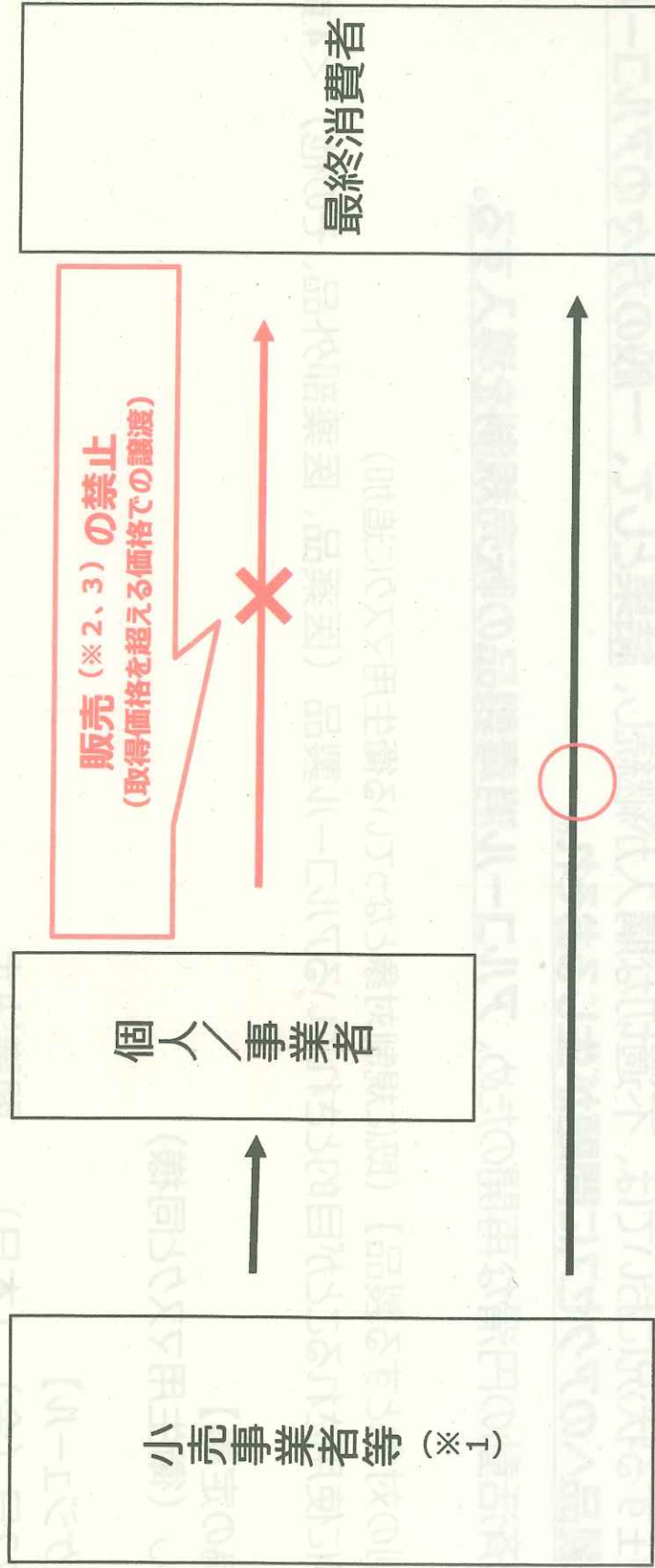
- ・改正なし（衛生用マスクと同様）

【今後のスケジュール】

- 5月22日（金）（本日） 閣議決定  
公布（即日）
- 5月26日（火） 施行

※注 5月26日以降に締結された売買契約に基づく「譲渡」が処罰対象となる（5月25日以前に締結された売買契約に基づく、5月26日以降の「譲渡」は処罰対象外）。

## 2. 規制対象となる行為



- ※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む
- ※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。
- ※3 小分け行為も規制対象。

○対象：アルコール消毒製品

○違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

### 3. 政令改正後の規制対象<sup>※1</sup>

	規制対象	通常は規制対象外
<p><b>医薬品、医薬部外品</b> (エタノール、その含有製品(濃度は問わない)であって消毒等に使用されることが目的とされているもの) ※2が規制対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消毒用エタノール</li> <li>● 手指消毒液</li> <li>● 消毒用タオル</li> <li>● エタノール含浸綿</li> <li>● 殺菌消毒薬</li> <li>● ハンドソープ</li> </ul> <p>※エタノール含有しない消毒製品は規制対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口中清涼剤</li> <li>● 体臭防止剤</li> <li>● 育毛剤</li> <li>● 薬用シエーブローション</li> </ul>
<p><b>高濃度エタノール含有製品</b> (<u>医薬品、医薬部外品以外</u>) (濃度60 vol%以上のアルコール又はその含有製品であって消毒等に使用されることが目的とされているもの) ※2が規制対象)</p>	<p>&lt;エタノール濃度が60vol%以上 かつ 除菌等製品※2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品添加物 (一部のエタノール製剤)</li> <li>● 除菌製品 (除菌ジェル、除菌シート、除菌タオルなど)</li> <li>● 酒類 (一部のスピリッツなど)</li> <li>● 酒類に不可飲処置を施したもの</li> </ul>	<p>&lt;エタノール濃度が60vol%未満の製品&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空間用消臭剤</li> <li>● 掃除用シート</li> </ul> <p>&lt;除菌等以外の用途の製品※2&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 古酒</li> <li>● 香水</li> <li>● 工業用洗浄剤</li> </ul>

※1 あくまでも参考として示したものであり、ここに掲示されていない物が規制対象(規制対象外)となるわけではない。

※2 消毒、殺菌、除菌、抗菌等を使用されることが目的とされているもの。実際に転売規制の対象であるか否かは、当該製品上の表示のほか、当該製品の製造事業者、小売事業者又は転売行為者の宣伝・広告の内容、又は、社会通念によって判断される(例えば、表示がないものでも度数60度以上の酒類は規制対象)。逆に、香水、有機溶剤等や酒類であつても古酒のように、消毒等の使用目的でないことが明らかである場合、高濃度アルコールを含有する場合も通常は規制対象とならない。